

工場立地法における太陽光発電施設の環境施設への位置づけについて

明日の安心と成長のための緊急経済対策

(平成21年12月8日閣議決定)

6. 「国民潜在力」の発揮

(1) 「制度・規制改革プロジェクト」(仮称)

制度・規制改革

<具体的な措置>

環境・エネルギー分野での制度・規制改革

(イ) 新エネルギー等の導入に資する規制改革要望への対応

- ・工場立地法の緑地等面積の一部への太陽光発電施設の充当
- 太陽光発電施設の工場での導入促進を図るため、工場立地法の緑地等面積の一部への太陽光発電施設の充当について、年度内に速やかに結論を得る。

産構審小委員会での検討の方向性を踏まえ、製造業などの工場に設置する太陽光発電施設は、『環境施設』として位置付ける。

➡ 経済産業省令等の改正

環境施設とは

その効果として、「精神面での工場と周辺地域との融和機能」または、「工場と周辺地域における緩衝地帯としての機能」を有することで

『周辺の地域の生活環境の保持に寄与するもの』

<具体例> 噴水、水流、広場など (省令第4条に列挙)

太陽光発電施設の機能

騒音振動等の環境負荷が少なく、また、CO2排出量の削減効果が見込まれる災害時非常用電源として使用が可能で、周辺地域に対して、防災・保安効果が見込まれる

環境貢献へのイメージ向上による地域社会における融和効果が期待される地域住民に開放することで、住民の環境意識向上効果が期待される

検討経緯・今後の予定

- ・3月末日 産業構造審議会工場立地法検討小委員会 報告書公表
- ・6月30日 改正省令・告示の公布・施行

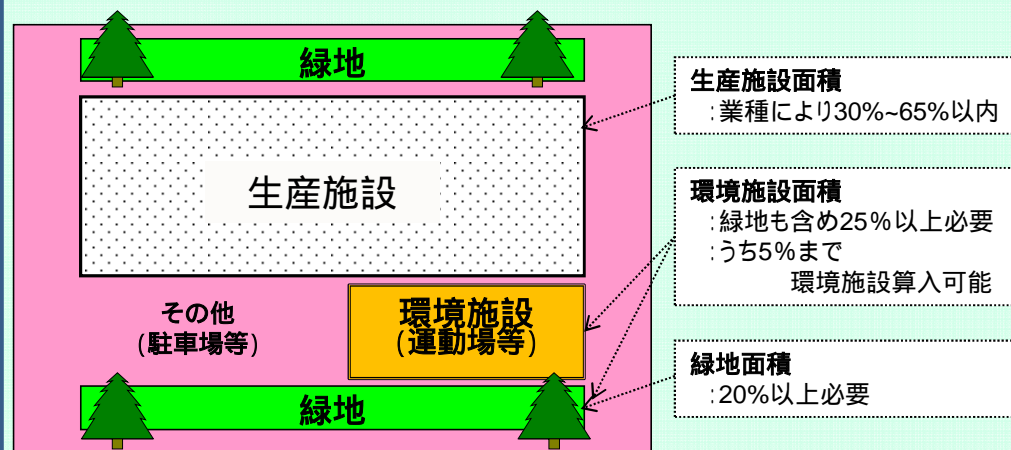
主な効果

工場敷地の有効利用

屋上へ設置した太陽光発電施設の設置面積相当分が、環境施設面積に算入できることにより、工場の新設・増設時に敷地の有効活用が可能となる。

太陽光発電施設の導入促進効果

太陽光発電施設が環境に資するものとして法的に位置付けられることで、当該施設の導入促進の後押しとなる。



<具体例>
太陽光パネルの屋上設置により噴水や運動場等のスペースを、生産施設や駐車場等に活用

